



発行所 秋田魁新報社
秋田市山王臨海町1番1号
〒010-8601
©秋田魁新報社 2012年

号外

購読申し込み

0120-13-1231

ホームページ

www.sakigake.jp

携帯サイト

mobile.sakigake.jp



詳しくは「秋田魁新報」朝刊、当社ホームページをご覧ください。

東京高裁 決定 ネパール人元被告 請求

東京都渋谷区で1997年に起きた東京電力女性社員殺害事件で強盗殺人罪に問われ、無期懲役の二審判決が確定したネパール人の元飲食

店従業員ゴビンダ・プラサド・マイナリ受刑者(45)について、東京高裁(小川正持裁判長)は7日、再審開始の決定をした。



元被告と犯行を直接結び付ける証拠はなく、元被告は一貫して無罪を主張。

再審開始が決定し、東京高裁前で喜ぶ(手前右から)ゴビンダ・プラサド・マイナリ元被告の長女ミティラさん、妻ラダさん、次女エリサさん(7日午前

複数の状況証拠の解釈で、一審東京地裁は無罪、二審東京高裁は逆転有罪と判断が分かれた。再審請求審の鑑定で、女性の遺体内に残っていた精液から「第三者」のDNA型が検出され、殺害現場のアパート室内に落ちていた体毛と一致。元被告とは別の男性が、女性と最後に接触した可能性を示唆する事実が浮かび、鑑定結果の評価が最大の焦点だった。

戦後に発生し、死刑か無期懲役が確定した事件で、最高裁が把握する1976年以降に再審開始決定が出されたのは9例目(後に取り消された事件を除く)。東京高検は、同高裁に異議申し立てをするのみされる。2003年10月、最高裁が上告を棄却する決定をして、翌月に確定。元被告は05年3月に再審請求をしていた。